

## ご存じですか？「障害者相談員制度」のこと

☎ 福祉課 ☎73-6651 または たすかる相談支援事業所 ☎82-4870

障害者相談員の皆さんは、障がい者や障がい者の家族などの中から選任され、悩み事の相談や必要な助言を行っています。市内各地域で活動していますので、一人で悩まず、一度相談をしてみませんか？

また、市が委託している「たすかる相談支援事業所」でも障がい（身体・知的・精神）に関する情報提供や福祉サービスの利用相談を受け付けています。（敬称略）

### ●身体障害者相談員

氏名	担当地区	電話番号
松本 繁幸	深江町	72-5437
本多 壽徳	布津町	72-3223
増田 秀美	有家町	82-8312
北尾 松枝	有家町	82-1236
志岐 義春	西有家町	82-4556
梶原 千秋	西有家町	82-1056
宮田 操	北有馬町	080-1717-4550
林田 榮吉	南有馬町	84-2330
近藤 淳朗	南有馬町	85-3269
西田 之士	口之津町	86-3605
大湊 孝三	加津佐町	87-4285

### ●知的障害者相談員

氏名	担当地区	電話番号
大石美和子	深江町	72-4587
池田 茂森	布津町	72-3820
内田 廣利	有家町	82-3426
伊崎勇喜雄	西有家町	82-3793
井村 和美	北有馬町	84-3418
山口 聖子	南有馬町	85-2085
石川 哲夫	口之津町	86-4831
園田恵美子	加津佐町	87-2990

### ●精神障害者相談員

氏名	担当地区	電話番号
伊藤 恭子	深江町～西有家町	82-3448
成末 和子	北有馬町～加津佐町	86-2842



## ご存じですか？「特別障害者手当」のこと

☎ 福祉課 ☎73-6651 または 各支所市民窓口班

### 特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

#### ●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

### 障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がいがあり、常時の介護を必要とする人に支給されます。

#### ●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ◎障がいを支給理由とする公的年金など（特別児童扶養手当を除く）を受給しているとき。
- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

※支給額、支給の制限など詳細については、お問い合わせください。

## こんにちは！消費生活センターです ☎ 南島原市消費生活センター ☎82-3010

### コインパーキングでの思わぬ高額請求！

～看板・表示を十分に確認しましょう～

#### ●相談事例

看板に「24時間最大800円」と表示されていたコインパーキングに、朝8時から翌日の夜11時まで駐車した。1日800円の2日分で、1,600円だと思っていたが、精算すると5,300円(=24時間800円+1時間300円×15時間)の請求を受けた。

その場で業者に苦情を言うと「入庫後1回のみ24時間800円で、その後は通常料金になるため1時間毎に300円かかる」と説明された。あらためて規約を見ると、確かに最大料金の適用は「1回限り」と表示があったが、精算機の裏の分かりにくい部分に掲示されており、支払いに納得できない。(市内50代 男性)



#### ●消費生活センターからの助言

コインパーキングの利用には、上限料金の適用時間帯がある、休日は特別料金になるなど、細かい条件がついているケースが多くあります。「1日最大〇〇〇円」などの大きな表示の内容だけを参考に、利用するかどうか決めるのではなく、できるだけ事前に詳細案内に目を通しましょう。

全国の消費生活センターに同様の相談があり、国民生活センターは業界団体に、消費者にとって分かりやすい表示にするよう要望しています。消費者としても、トラブルの未然防止のため、規約をよく確認するようにしましょう。

## 第60回 水道週間 「水道水 安全 おいしい 金メダル」

☎ 上水道課 ☎73-6685

6月1日から7日までの1週間、全国一斉に第60回水道週間が実施されます。

本市では、水道について、皆さんの理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、水道週間の行事を行います。

#### ●水道相談所の開設

☎ 6月1日(金)～7日(木) (土日を除く)

午前9時～午後5時

☎ 上水道課(南有馬庁舎)

#### ●パッキンの無料配布

(各支所および市民サービス課)

蛇口からの水漏れはパッキン(節水コマ)の取り替えで直ります(ただし、レバー式など直らない蛇口も一部あります)。数に限りがありますので、お早めにご確認ください。



### お知らせ

#### ●水道の新設など

メーター器から屋内側の給水装置(給水装置とは給水管およびこれに直結する給水用具をいいます)は、各水道使用者の財産ですので、その管理(修繕など)は、各自で行ってください。給水装置の新設、改造、修繕、撤去などの工事をするときは、事前に市へ届け出る必要がありますので、市の指定給水装置工事事業者へあらかじめご相談ください。なお、市の指定事業者以外による工事は禁止されています。

#### ●お願い

長期不在などにより水道を使用されない人は、閉栓届を提出されるか、または、メーターボックス内のバルブを閉めるなど、漏水対策にご協力をお願いします。

メーターボックスの近くに犬をつないだり、障害物を置いたり、ボックス内に付属品を付けたりしないでください。また、ボックス内の清掃にもご協力ください。

市では、皆さんが水を安心して利用できるよう努めています。節水に努め、水を大切に使いましょう。